

1 基本項目	事務事業名	情報公開制度運営事務			担当部署	課名	総務課		
	予算事業名	行政事務関係事業				係名	行政行革係		
	事業区分	自治事務			電話番号	0765-23-1019			
	事業期間	開始年度	平成 8 年度	終了年度	当面継続	予会計	一般会計		
	総合計画	目標名	共通目標 1 誰もが主役のまちづくり				算科目	款	総務費
		政策名	1 市民自治の確立					項	総務管理費
		施策名	2 市政に関する情報の共有					目	一般管理費
基本事業名	2-3 情報公開の推進と個人情報の保護			アウトソーシング導入状況	導入予定なし				
根拠法令	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条、魚津市情報公開条例				総合計画等への記載	総合計画に主要事業として記載			

2 事業概要	事業概要	市政に対する市民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進を図るために、行政文書の開示事務全般に係る基準を定め、行政文書開示請求に関する事務の整理を行う
	対象	行政文書開示請求者
	手段 (活動指標)	情報公開総合窓口として、行政文書開示請求者からの請求を受け付け、担当課に配付し開示の進行管理を行う。
	意図 (成果指標)	市政に対する知りたい情報を容易に得ることができる。

3 指標	指標名	単位	25年度		26年度			27年度	
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画	
活動指標	① 開示請求件数	件	20	11	20	17	85.0%	20	
	② 部分開示・不開示決定に対する情報公開・個人情報保護審査会への届出件数	件	0	0	0	0		0	
	③								
	成果指標	① 開示請求に対する開示件数	件	20	4	20	15	75.0%	20
		② 不服申立てに対して開示を行なった件数	件	0	0	0	0		0
		③							

4 コスト情報	区分	単位	25年度		26年度			27年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出内訳	① 需用費	円	500	368	1,000			1,000
	② 委託料	円						
	③ 工事請負費	円						
	④ 負担金補助及び交付金	円						
	⑤ その他	円	25,000	20,000	50,000			50,000
	支出合計 (A)	円	25,500	20,368	51,000	0	-100.0%	51,000
財源内訳	① 国庫支出金	円						
	② 県支出金	円						
	③ 地方債	円						
	④ その他 (使用料、雑入等)	円						
	⑤ 一般財源	円	25,500	20,368	51,000			51,000
	収入合計	円	25,500	20,368	51,000	0	-100.0%	51,000
人件費	① 事務事業に携わる正規職員数	人	2	1	1	1	0.0%	1
	② 年間所要時間	時間	145	100	100	100	0.0%	100
	③ 人件費 (②×@ 4,200 円) (B)	円	609,000	420,000	420,000	420,000	0.0%	420,000
	総費用 (A+B)	円	634,500	440,368	471,000	420,000	-4.6%	471,000

5 取組内容	平成26年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	情報公開総合窓口として各実施機関あての行政文書開示請求書を受け付けて、担当課に配付し開示の進行管理を行った。年度ごとの請求件数を整理し、ホームページ上で公表した。	

6 評価	評価の視点	H25評価	H26評価	評価項目	評価結果	評価の理由			
	妥当性	妥当性	A	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である	法令に基づき市の保有する公文書の開示は市が主体的に実施する必要があるため		
目的の妥当性					1 妥当である				
対象の妥当性					1 妥当である				
有効性	有効性	A	A	目標達成度	1 高い	開示請求に対して条例に基づき適正に処理されているため			
				類似事業の有無	1 なし				
				上位施策への貢献度	2 普通				
効率性	効率性	B	B	コスト効率	2 普通	必要最小限の人員と費用で事務を行なっている。			
				実施主体の適正化	1 適正である	法令に基づき市の保有する公文書の開示は市が主体的に実施する必要があるため			
				負担割合の適正化	1 適正である	制度の趣旨から制度の利用に対して手数料の負担を求めることは適切でないため。なお開示する文書の複写については所定の費用負担を求めている。			
	1次評価 (課長総括)	A	A	計画どおり事業を実施することが適当	2次評価	不要			
	後の方針 (評価結果及び今後)	情報公開請求があった場合は、適切かつ速やかに開示手続きに努める。				評価結果			

1 基本項目	事務事業名	個人情報保護制度運営事務			担当部署	課名	総務課			
	予算事業名	行政事務関係事業				係名	行政行係			
	事業区分	自治事務			電話番号	0765-23-1019				
	事業期間	開始年度	平成17年度	終了年度	当面継続		予会計	一般会計		
	総合計画	目標名	共通目標 1 誰もが主役のまちづくり					算科目目	款	総務費
		政策名	1 市民自治の確立						項	総務管理費
		施策名	2 市政に関する情報の共有						目	一般管理費
基本事業名		2-3 情報公開の推進と個人情報の保護					アウトソーシング導入状況		導入予定なし	
根拠法令	個人情報の保護に関する法律第5条、魚津市個人情報保護条例				総合計画等への記載		総合計画に主要事業として記載			

2 事業概要	事業概要	市が保有する個人情報を適正に取り扱うために、保有する個人情報の適正な管理に関する基準を定め、市民からの自己の個人情報の開示請求に関する事務の整理を行う	
	対象	市が保有する個人情報、自己の個人情報の開示請求者	
	手段(活動指標)	市が保有する個人情報の保有状況を整理し、公開する。 保有個人情報に関する情報公開総合窓口として、開示請求者からの請求を受け付け、担当課に配付し開示の進行管理を行う。	
	意図(成果指標)	市が保有する個人情報が適正に取り扱われている。	

3 指標	指標名	単位	25年度		26年度			27年度
			計画	実績	計画	実績	達成率	計画
活動指標	① 市が保有する個人情報の種類	件	340	340	350	350	100.0%	350
	② 開示請求件数	件	2	0	2	2	100.0%	2
	③ 情報公開・個人情報保護審査会への諮問件数	件	0	1	0	1		0
	④ 市が保有する個人情報が漏洩等不適切な取扱をうけた件数	件	0	0	0	0		0
	② 開示請求に対する開示件数	件	2	0	2	2	100.0%	2
	③ 不服申立てに対して開示を行なった件数	件	0	0	0	0		0

4 コスト情報	区分	単位	25年度		26年度			27年度
			予算現額	決算額	予算現額	決算額	決算増減率	当初予算額
支出内訳	① 需用費	円	500	367	1,000	756	106.0%	1,000
	② 委託料	円						
	③ 工事請負費	円						
	④ 負担金補助及び交付金	円						
	⑤ その他	円	25,000	20,000	50,000	50,000	150.0%	50,000
	支出合計(A)	円	25,500	20,367	51,000	50,756	149.2%	51,000
財源内訳	① 国庫支出金	円						
	② 県支出金	円						
	③ 地方債	円						
	④ その他(使用料、雑入等)	円						
	⑤ 一般財源	円	25,500	20,367	51,000	50,756	149.2%	51,000
	収入合計	円	25,500	20,367	51,000	50,756	149.2%	51,000
人件費	① 事務事業に携わる正規職員数	人	1	1	1	1	0.0%	1
	② 年間所要時間	時間	45	190	150	160	-15.8%	100
	③ 人件費(②×@ 4,200円)(B)	円	189,000	798,000	630,000	672,000	-15.8%	420,000
	総費用(A+B)	円	214,500	818,367	681,000	722,756	-11.7%	471,000

5 取組内容	平成26年度に取り組んだ事務事業の内容及び改善内容	
	<p>保有個人情報に関する情報公開総合窓口として各実施機関あての開示請求書を受け付けて、担当課に配付し開示の進行管理を行った。年度ごとの請求件数を整理し、ホームページ上で公表した。</p> <p>市長からの児童手当の支給に関する個人情報の子育て世帯臨時特例給付金の支給への目的外利用及び本人への通知の省略に関する個人情報保護条例第10条第2項第5号及び第3項の規定に基づく諮問に対して情報公開・個人情報保護審査会が答申を行った。</p>	

6 評価	評価の視点	H25評価	H26評価	評価項目	評価結果	評価の理由			
	妥当性	妥当性	A	A	自治体関与の妥当性	1 妥当である	法令に基づき市が保有する個人情報の適正な管理は市が主体的に実施する必要があるため		
目的の妥当性					1 妥当である				
対象の妥当性					1 妥当である				
有効性	有効性	A	A	目標達成度	1 高い	市が保有する個人情報が適正に取り扱われているため			
				類似事業の有無	1 なし				
				上位施策への貢献度	1 高い				
効率性	効率性	B	B	コスト効率	2 普通	必要最小限の人員と費用で事務を行なっている。			
				実施主体の適正化	1 適正である	法令に基づき市が保有する個人情報の適正な管理は市が主体的に実施する必要があるため			
				負担割合の適正化	1 適正である	制度の趣旨から制度の利用に対して手数料の負担を求めることは適切でないため。なお開示する文書の複写については所定の費用負担を求めている。			
	1次評価(課長総括)	A	A	計画どおり事業を実施することが適当	2次評価	不要			
	後の方針(評価結果及び今)	<p>個人情報とは外部に漏洩しないよう、取扱いには万全を期さなければならぬ。また、開示請求があった場合は、適切にかつ速やかな開示手続きに努める。</p>				評価結果			